⑵　提案について
　ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「覆工コンクリート（インバート・坑門工は除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫及び破砕帯の確認方法の工夫とそれらの効果」及び「周辺環境対策の工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
　ⓑは、第１号３⑵ⓑに同じ。
⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　村上　智紀　電話06―6942―1141㈹
⑵から⑷までは、第１号４⑵から⑷までに同じ。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
　ⓐから㈽までは、第１号４⑸ⓐから㈽までに同じ。
　ⓓ　開札は、平成24年10月２日午後２時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
５は、第１号５に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Deai Tunnel in Tanba-Ayabe-road
⑹　Contact point for tender documentation : Tomonori Murakami the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月15日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　吉崎　　収
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　宮崎10号　日向大橋下部工（Ｐ３・Ｐ４）工事
⑶　工事場所　宮崎県児湯郡新富町大字上富田地内
⑷　工事内容
　橋梁形式：張出式橋脚　２基
　基礎形式：ニューマチックケーソン基礎　２基
　　Ｐ３橋脚(6.1m×10.1m×28.0m)
　　Ｐ４橋脚(6.1m×10.1m×26.5m)
⑸　工期　契約締結の翌日～平成25年６月30日
⑹　使用する主要な資機材
　コンクリート：約2,500㎥
　鉄筋：約500ｔ
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く。）は対象としない。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⑾　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
　なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
　また、実施方針については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒁　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑹に定める技術者とは別に、入札説明書４．⑹に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑹②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で現場に配置することとする。
・九州地方整備局の発注した一般土木工事のうち、平成20年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が76点未満の場合。
⒂　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
⒃　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
　なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
⒄　本工事は、発注者の工事に対する品質確保の取り組みを強化するため、「施工プロセスを通じた検査」を実施する試行対象工事であり、中間前金払いに代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒅　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上あること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上あること。）。
⑸　平成10年度以降に、元請けとして次に掲げるア）及びイ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）但し、ア）及びイ）は同一工事とする。
　ア）鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く。）
　イ）基礎形式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上の施工実績を有すること。
　但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。